

統合基本協定（案）に係る前回統合協議会からの主な変更点について

統合基本協定（案）について、令和6年11月12日に開催した第10回統合協議会からの主な変更点は以下のとおり

○第4条第2項 職員の勤務条件等の追加

第4条

2 職員の勤務条件や給与については千葉県企業局の取扱いによるものとする。

○第9条 統合後の情報共有の追加

（統合後の情報共有）

第9条 経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有を図る会議体を設置するものとする。

上記のほか、条文追加による条ずれを整理した。